

厚生文教委員会議事日程表

日 時 : 令和7年9月11日(木) 午前10時

場 所 : 市議会委員会室

議事	種 別	番号	件 名	摘 要
1	議 案	57	和泉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について	P. 70
2	議 案	58	和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	P. 82
3	議 案	59	和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	P. 85
4	議 案	60	和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	P. 88
5	議 案	62	令和7年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	P. 99
6	議 案	63	令和7年度和泉市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	P. 103
7	議 案	64	令和7年度和泉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	P. 110

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

出席委員（７名）

委 員 長	浜 田 千 秋	副 委 員 長	友 田 博 文
委 員	大 浦 まさし	委 員	坂 本 健 治
委 員	原 重 樹	委 員	岡 田 勉
委 員	北 川 美 穂		

欠席委員（１名）

委 員 末 下 広 幸

オブザーバー（２名）

議 長 関 戸 繁 樹 副 議 長 吉 川 茂 樹

説明のため出席した者の職氏名

市 長	辻 宏 康
副 市 長	並 木 敏 昭
教 育 長	大 槻 亮 志
福 祉 部 長	西 川 加 恵
市 民 生 活 部 長	立 花 達 也
子 育 て 健 康 部 長	藤 原 一 也
教育次長兼生涯学習部長	辻 公 伸
教 育 ・ こ ど も 部 長	東 直 樹
教育・こども部教育指導監	上 田 茂 幸

備考 各次長級以下の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	井 阪 弘 樹	総 務 課 長	上 岡 繁
総務課長補佐	大 西 摩紀子	総務課議事調査係長	川 崎 由 美
総務課議事調査係主事	香 山 幸 輝		

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○浜田千秋委員長 おはようございます。

委員の皆様には御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は定足数に達しておりますので、これより厚生文教委員会を開会いたします。

末下広幸委員から欠席の届出がございます。



◎市長挨拶

○浜田千秋委員長 それでは、ここで市長の挨拶を願います。

市長。

○辻 宏康市長 皆様、おはようございます。

厚生文教委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

浜田委員長、友田副委員長をはじめ委員皆様には御出席をいただき、また関戸議長、吉川副議長には御臨席をいただいておりますことに、心から厚くお礼を申し上げます。

本日は、福祉部、市民生活部、子育て健康部及び教育委員会に関連いたします所管事項のうち、本委員会に付託されました諸議案を御審査いただきます。

案件の内容等につきましては、各担当より御説明申し上げますので、何とぞよろしく御審査の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○浜田千秋委員長 市長の挨拶が終わりました。



◎委員会審査

○浜田千秋委員長 それでは、議事に入ります。

本日の案件は、お手元に御配付の議事日程表のとおり、過日の本会議で本委員会に付託されました議案の審査をお願いいたします。

なお、理事者の方に申し上げます。発言の際には、必ず委員長の許可を得た後に、職、氏名を述べ、答弁願います。



◎議案第57号 和泉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について

○浜田千秋委員長 議事第1、議案第57号 和泉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

藤原部長。

○藤原一也子育て健康部長 子育て健康部長の藤原です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第57号 和泉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書の70ページをお願いいたします。

まず、提案の理由でございますが、児童福祉法の改正に伴い乳児等通園支援事業の適正な実施を図るため、その設備及び運営に関する基準について、内閣府令で定める基準を踏まえて、条例で定めようとするものでございます。

次に、その内容でございます。

71ページをお願いいたします。

第1条から76ページの第19条までの第1章総則では、条例の趣旨、基本理念、事業者の一般原則等を定めております。

次に、76ページ中段、第2章の乳児等通園支援事業では、本事業の施設設備や職員配置等の基準について定めております。第20条で、既存の保育所等の余裕定員などを活用する余裕活用型とそれ以外の一般型の2つの区分について規定しております。

次に、第21条から80ページの第24条には、一般型乳児等通園支援事業に関する保育室等の面積や必要となる設備、保育士等の職員配置基準、支援の内容等について定めています。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

第25条及び第26条には、余裕活用型乳児等通園支援事業に関する基準を規定しております。
81ページをお願いいたします。

第3章の雑則では、第27条で本事業に係る記録等について、書面に代えて電磁的記録により行うことができることを定めています。

最後に、附則でございますが、来年4月の事業開始に先立ち事前に事業所の募集、認可を行う必要性と、本条例に記載のある地域限定保育士に関する国の法改正施行日に合わせ、本条例の施行期日を令和7年10月1日としております。

また、事前にお配りしております補足資料には、本事業及び条例改正の概要を記載しておりますので、併せて御参照いただきますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第57号 和泉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について、提案の理由並びにその内容の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○浜田千秋委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

原委員。

○原 重樹委員 共産党の原です。

今回は、国のほうが創設したというか、するというか、そのことで、いわゆる「こども誰でも通園制度」みたいなものだというふうに思いますが、補足資料みたいなのも頂いてますんで、それ見たら、今回の条例というのは国基準そのままで、結局、来年の4月から実施していくということからして条例制定ということだというふうに理解をしております。

いろんな疑問点あるんですけども、ちょっと基本的な幾つかの疑問点についてお答えを願いたいと思いますが、まず最初に、補足資料のところに事業等の対象となる乳幼児見込み数というのがあって、令和8年、9年、10年、11年と予測していただいているんですけども、令和8年、来年でいえばゼロ歳児273人、1歳児386人、2歳児374人というのがあるんですが、それはいわゆる今回保育園に通ってない人が対象ということになると思うので、もし違ったらまた言うといってくれたらいいですけども、この今挙げた数字1,033人ですか、資料によればそうなってますが、それが対象、保育園に通ってない人数だというふうには思いますが、逆に保育園等での今の措置人数というのは分かるのかどうか、逆に通ってるほうの人数ですね。ちょっとそのことを先にお願ひします。

○浜田千秋委員長 鍛冶課長。

○鍛冶みか子育て健康部子育て支援室こども政策担当課長 こども政策担当課長の鍛冶です。

本事業の対象乳幼児数については、ゼロ歳から2歳の人口推計から保育施設の申込見込み数を差し引いて算出のほうを行っております。

令和8年度の保育施設申込数については、ゼロ歳で271人、1歳で810人、2歳で840人と見込んでおります。

以上です。

○浜田千秋委員長 原委員。

○原 重樹委員 ということで、これはもう見込みの数なんで別にそれでどうこうじゃないんですけれども、そこで聞きたいのが現在令和7年度ですけれども、現在のいわゆる保育園等の待機児童とか保留児童とかあると思うんですけれども、その辺の数が分かれば教えてください。

○浜田千秋委員長 はい、どうぞ。

○北野剛司教育・こども部こども未来室幼保運営担当課長 幼保運営担当課長の北野です。

令和7年4月の状況になりますが、待機児童が9人で、1歳児2人、2歳児7人となっております。保留児童については398人で、そのうちゼロ歳児は63人、1歳児は162人、2歳児は93人でございます。

以上です。

○浜田千秋委員長 原委員。

○原 重樹委員 ありがとうございます。

今の状況を聞きましたんですが、1つは何でそんなことを聞いたかと言いますと、待機児童、まあ保留児童もそうと言えそうなんですが、待機児童があるのに和泉市でいわゆる保育に通ってない今の人たちを受け入れるといいますか、はっきり言ってそういうことが可能なかどうかということがありまして、待機児童の話までしたんですけれども、この条例、国基準ということになりますが、この条例からしますと、例えば施設等々を含めての話にはなりますけど、端的に言えば例えば保育士の人数、ゼロ歳児が3人に1人みたいな基準でやってると思うんですけれども、今回の条例で示されてるあれというのは、それを超えて措置するということは可能なんでしょうか、その辺のちょっと説明をお願いいたします。

○浜田千秋委員長 鍛冶課長。

○鍛冶みか子育て健康部子育て支援室こども政策担当課長 こども政策担当課長の鍛冶です。

保育園等でこども誰でも通園制度を実施する場合、既存の保育施設の基準を満たすとともに

に本条例の基準も満たす必要があるため、それぞれの基準に応じた定員を受け入れることとなります。

以上です。

○浜田千秋委員長 原委員。

○原 重樹委員 分かりました。ということですよね。微妙な言い方という、微妙でもないか。いわゆる保育所のほうにも基準があって本条例にも基準があってということ、同じですけれども、基準があってということですから、実際上できないですよね、簡単に言えば。今、満杯で待機児童まで生み出してるという保育の状況からすると、じゃ和泉市で新たにこういうものを受け入れるということが、現実、私は不可能だろうなというふうに思うんです、今の状況からしますとですよ。ただ、条例そのものというのはつくらなあかんわけですから、つくったらええと思うんですけど、現実的にはなかなか難しいと。

もう一つ、そこで疑問点があるんです。市が実際上コントロールできるのかどうかという意味のことなんですが、多分これは総合システムみたいなものを使ってというふうには言われてますけども、いわゆる保育園とその利用者の契約、直接契約ですよ。だから、市がどうこうみたいな、そこには介入、介入と言ったらおかしいです、管理されてないというふうには多分なと思うんで、一言で言えば、民々の契約でやってしまうからと、こういうふうになるんですけれども、だから実際上、基準を超えたら駄目ですよとはなってますけど、じゃ、そういうものをきちっとチェックできるのかどうか、コントロールできるのかどうかという点についてはいかがでしょうか。

○浜田千秋委員長 鍛冶課長。

○鍛冶みか子育て健康部子育て支援室こども政策担当課長 こども政策担当課長の鍛冶です。

こども誰でも通園制度においては、市町村が事業所の認可、指導、監査を行うこととなっており、本条例施行後には和泉市が事業所からの認可申請を受け、児童福祉審議会の意見を聴取した上で審査し認可いたします。事業開始後は、設備、運営基準を満たしているかどうかの指導、監査、勧告、命令等を行います。

また、市に利用者からの相談があった場合は、事実確認の調査、事業所への指導等を行っていく予定です。

以上です。

○浜田千秋委員長 原委員。

○原 重樹委員 監査もするし指導もするからということなんだろうけども、私は空きがあれ

ば可能やと思うんですね、簡単に言えば。ところが、待機児童まである今の和泉市の状況の中で空きなんか当然ないと、空きがないところで民々の契約で、いわゆるそれで入ったとしますやんか。入れたとしたら、これはちょっと大変になるだろうなと。

細かいこと言えば、預ける利用者の児童もそうならば、通常通ってるその保育園の児童のほうも、ギャーギャー泣くかどうかは別として、現場の保育士さんというのは相当負担が大きくなってしまうわけで、それを含めて本当にコントロールできるのかということが心配でそういう質問をしたんですけれども、これ、負担がかかるということなんですけれども、最初に利用者といいますか保育園側、うち、この制度を使いますよ、どうでしょうという申請みたいなやつが今後やられるということになるようなんで、そのときにほんまにきちっと、あんたところはもういっぱいだからこんなできまへんでというふうに許可しないといいますか、市が許可しないということが本来すべきもので、ただ、うち保育士さん雇いますねんという話になると、そら許可せざるを得ないみたいになって、あとは民々でやられるという、そういうことには当然なるんでしょうけども。

ただ、保育士側からしても、今でも保育士さん足らないと言うてる状況、急激に変わったわけじゃないだろうから今もあるとは思いますが、そういう中で月10時間ということ、月ですよ日ではないですから、月10時間の来るか来ないかを待つと言うたらおかしいですが、そのために保育園側も、ただでさえ雇えない中、保育士さんを改めて雇うというのはちょっと考えにくいんで、なかなかその辺は、実際にはどうなるか分かりませんが、活用といいますか、その意味では難しいだろうというふうに思います。

ただ、先ほども言いましたけど、これは国の基準どおりになってるということなんですけれども、ほんまにやろうと思ったら、もっと制度的にも市のプラスアルファ的な体制、支援というのが必要になるんじゃないかというふうに思います。ただ、これはこれで条例をつくっていかなあかん話ですので、そこまで反対までしませんけども、それはもし実際上ほんまにやるんやったら、市のプラスアルファの制度が必要じゃないかということは申し上げておきたいと思います。

以上です。

○浜田千秋委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別のないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第57号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。



◎議案第58号 和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○浜田千秋委員長 議事第2、議案第58号 和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明をお願いします。

東部長。

○東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

議案書82ページをお願いいたします。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第58号 和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

議案書83ページをお願いします。

まず、第12条では、児童福祉法の一部改正により、同法第33条の10に、第2項、第3項の規定が追加されたことから、規定を法第33条の10第1項各号と改めるものでございます。

次に、第23条第2項では、家庭的保育事業等に配置する職員に係る地域限定保育士の規定について、国家戦略特別区域法に基づくものから児童福祉法に基づく一般制度となったことに伴い、国の基準改正がなされ、規定の整備を行うものでございます。

最後に、附則でございます。

この条例は、令和7年10月1日から施行するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第58号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○浜田千秋委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

原委員。

○原 重樹委員 すみません、議案第58号の分、これ実際には第60号も一緒やと思いますので、改めてそれはもう意見だけ、質問というよりはもう意見だけ申し上げておきたいというふうに思いますけども。

これは、地域限定保育士制度が一般制度化ということで改正されたために起こってる条例の変更というか、改正だと思いますけれども、地域限定保育士制度ということなんですが、もともとのこの制度というのは、特例措置として地域限定保育士制度を創設したもので、背景には保育士の成り手が少ないためにつくられた措置だというふうに思っております。もちろん当然保育の質の問題も含まれたものだというふうに思います。

今回、これが一般制度化されたための改正ということになるわけですが、ただ、全国的に民営化が進む中で、保育士不足ということでの一つの対応として特別にやってきた、今回一般制度化されてるんですけども、本当に保育士不足がこれで解消されたかといえ、残念ながら解消はされてないやろうと、何よりも保育士さんのそうした解消をしていこう、保育士不足を解消していこうと思うと、保育士さんの待遇改善が必要だというふうには思います。あえて反対はしませんが、第60号も含めて意見としては申し上げておきます。

以上です。

○浜田千秋委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別がないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第58号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。



◎議案第59号 和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例制定について

○浜田千秋委員長 議事第3、議案第59号 和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。
議案の説明をお願いします。

東部長。

○東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

議案書85ページをお願いします。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第59号 和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

議案書86ページをお願いします。

第15条でございますが、第25条の改正に伴い、文言の整理をするものでございます。

次に、議案書87ページをお願いします。

第25条では、児童福祉法の一部改正に合わせて認定こども園法及び学校教育法の一部改正により、幼保連携型認定こども園及び幼稚園の職員にも虐待に関する通報義務が創設されたことから、規定の整備を行うものでございます。

最後に、附則でございます。

この条例は、令和7年10月1日から施行するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第59号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○浜田千秋委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第59号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。



◎議案第60号 和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○浜田千秋委員長 議事第4、議案第60号 和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明をお願いします。

東部長。

○東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

議案書88ページをお願いいたします。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第60号 和泉市放課後児童健全育

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

なお、条例改正の内容につきましては、先ほど御審査いただきました議案第58号 和泉市家庭的保育事業等に関する条例改正と同様でございます。

つきましては、議案書89ページ、第10条第3項第1号では、児童福祉法の一部改正に伴う放課後児童支援員となる保育士に係る地域限定保育士の規定について、一般制度化による規定の整備を行うものでございます。

次に、90ページをお願いします。

第12条でも、児童福祉法の一部改正に伴い、法第33条の10第1項各号と改めるものでございます。

最後に附則です。

この条例は、令和7年10月1日から施行するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第60号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○浜田千秋委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第60号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。



◎議案第62号 令和7年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○浜田千秋委員長 議事第5、議案第62号 令和7年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案の説明をお願いします。

池辺課長。

○池辺 恵市民生活部保険年金室国民健康保険担当課長 国民健康保険担当課長の池辺です。

議案第62号 令和7年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして説明いたします。

議案第62号、附属資料を御覧ください。

第1款総務費、賦課徴収事業の補正理由ですが、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が創設されます。

医療保険者は、現行の保険料と合わせて、子ども・子育て支援金を賦課徴収する必要があるため、国民健康保険システム改修に係る費用を計上するものです。なお、システム改修費用については全額が国庫補助金の交付対象です。

以上、簡単ではございますが、議案第62号、補足資料の説明とさせていただきます。

○浜田千秋委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

原委員。

○原 重樹委員 補正予算なんですけれども、今もちょっと説明ありましたけど、101ページのシステム改修ということで、全額国のほうからこういうものですから出ますよということの歳入のほうのあれもありますけどもね。今も、子ども・子育て支援金制度創設のためというような説明がありましたけれども、ちょっともう少し詳しく何に使われてということを含めまして制度の説明をお願いしたいと思います。

○浜田千秋委員長 池辺課長。

○池辺 恵市民生活部保険年金室国民健康保険担当課長 国民健康保険担当課長の池辺です。

子ども・子育て支援金制度とは、こども未来戦略の加速化プランにおける少子化対策の抜本的強化に当たり、子育て世帯を全世代、全経済主体が支える仕組みとして創設されるものです。

国は、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の費用に充てるため、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収します。同納付金は、児童手当、妊婦支援給付金、出生後休業支援給付金、育児時短就業給付金、こども誰でも通園制度に係る乳児等支援給付及び国民年金第1号被保険者の育児期間中保険料免除等に充てられます。

以上です。

○浜田千秋委員長 原委員。

○原 重樹委員 いうことで使われますから、金を集めないかんということになるわけですが、次に、国保会計での徴収する割合とか額、総額みたいなものも含めましてどうなるのか教えてください。

○浜田千秋委員長 池辺課長。

○池辺 恵市民生活部保険年金室国民健康保険担当課長 国民健康保険担当課長の池辺です。

令和7年3月時点での国の試算によりますと、令和10年度の見込みで、子ども・子育て支援納付金の総額は1兆3,000億円程度です。この総額から、後期高齢者医療制度の負担分を除いた金額を国民健康保険と被用者保険の加入者数で案分し、国民健康保険全体で納付金の23%、3,000億円程度の負担となっています。

また、国民健康保険被保険者の1人当たり子ども・子育て支援金は、平均月額で令和8年度は250円、令和9年度は300円、令和10年度は400円と試算されています。

以上です。

○浜田千秋委員長 原委員。

○原 重樹委員 国がめどを示しているということで言えば、1人当たりですけど、令和8年度は250円、それから9年度が300円、10年度が400円ということのようですけど。これ額、小さいように思いますが、月ですよ、これ月当たりということになりますから、実際に250円、令和8年度で言えば、年間にすれば単純に12倍すりゃ3,000円で、9年度は3,600円、10年度は4,800円か、12倍すりゃね。ということになる額を集めるんですよということになると思うんですけども。

これまず、どのように徴収するのかということになるんですが、例えば国保、単純に我々が国保料金という今のかかっている分というのは、いわゆる医療費分と介護分と、それから後

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

期高齢者分、この3つを合算して額が出て、それで、あんたところは幾らですよみたいなやつ、いわゆる国保料金と言われるものが出てくるんだというふうに思いますけれども、そこにまたこの子ども・子育て分、名前どうなんか知りませんが、プラスされるということになるのか、どういうふうになるのか、ちょっとその辺、具体的な分だけお願いします。

○浜田千秋委員長 池辺課長。

○池辺 恵市民生活部保険年金室国民健康保険担当課長 国民健康保険担当課長の池辺です。

子ども・子育て支援金分の賦課徴収方法は、委員御認識のとおりです。

以上です。

○浜田千秋委員長 原委員。

○原 重樹委員 そうすると、この子ども・子育ての分によって、総額で1兆3,000億円集めると、全国でいえば国民健康保険全体が23%で3,000億円集めるというふうな中身といいますか、計算上目安にはなっていて、1人当たりでいけば、先ほどから言っているような額だというふうに思いますけれども、これ1人当たり250円とか年で3,000円とか、そこはいいんですけど、和泉市で言えばどのぐらいになるんですか、その額というのは。それ分かりますか。

○浜田千秋委員長 池辺課長。

○池辺 恵市民生活部保険年金室国民健康保険担当課長 国民健康保険担当課長の池辺です。

市が納める子ども・子育て支援納付金額は、まだ示されておりません。

以上です。

○浜田千秋委員長 原委員。

○原 重樹委員 まだ示されておらないということなんですけれども、簡単に言うと、これはもう私の計算ですから、正しいかどうかは別問題として、令和8年度でさっき言った年間でいえば3,000円やと。国保の被保険者は3万人ちょっとおると思うんですけれども、3万人おったとしたら、これ9,000万円になるね。年間でそれだけ集める話になるわけで、だから、そういうことに当然なるんですけれども、例えば、毎年その額が1人当たりの目安からすれば上がっていくという、そういうふうになってくるわけなんですけれども、それを子ども・子育てのほうに納めると、こういうふうになるんだろうとは思いますが、逆にそれが、ただ、今の国保料金にそれをストレートにどういうふうにするか言ってませんし、示されてないんで分かりませんが、頭数で、例えばあんたところの世帯は対象者2人おるから6,000円やとか、3人おったら9,000円やとか頭数だけでやっちゃうのか、あるいはそれだったら

低所得者の人に負担がかなりかかるということからしたら、低所得者の所得に応じてみたいなものをするのかどうかという、総額も分からんのにその辺が分かってないだろうなというか示されてないといえますか、今そんな状況だというふうに思いますけど。

ただ、これおかしいのは何でか言うたら、示されてないんだろと思うんですよ。思うんですけども、そこ分かってる人も当然国のほうは分かってますし、これ、システム改修ですよ。それ分からなかったらシステム改修なんかできへんね、はっきりしてなかったら。今後するんかどうかわかりませんが、しかしそういうものですよ。システム改修するときにはそこまできちっと分かってないと、こんな端末たたいてあんたところ幾らとって出てくるわけですから、出てこないというか、そういう意味では国のほうもきちっと示すべきだし、本来分かってるでしょうけど、というふうには思います。それはもう聞いても今示されてないということなんで置いておきますけど。

最後に、これ被保険者にいわゆる賦課して徴収していくということになるわけで、実際上それをしようと思うと条例改正というのは必要になるだろうと思うんです、私は。その辺はどういうふうになってるのか、ちょっとお聞かせください。

○浜田千秋委員長 池辺課長。

○池辺 恵市民生活部保険年金室国民健康保険担当課長 国民健康保険担当課長の池辺です。

令和6年6月12日に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による国民健康保険法の一部改正は、令和8年4月1日に施行されますので、和泉市国民健康保険条例の改正につきましては、子ども・子育て支援金の賦課徴収方法等の案を決定した後、令和8年第1回定例会にて提案予定です。

以上です。

○浜田千秋委員長 原委員。

○原 重樹委員 第1回定例会、3月の議会で条例的には示しますよということなんですけれども、ただ、先ほども言いましたけども、本元といいますか国のほうはもう分かってるでしょうけども、一体どうなるかというのをきちっとしていないとシステム改修もできないわけですので、その辺は早めに分かるとは思いますが、分かればまた教えてほしいと思いますし、ということです。質問はもう結構です。

○浜田千秋委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

原委員。

○原 重樹委員 議案第62号について、補正予算なんですけれども、今質問してきましたようにシステム改修問題が出ております。内容的には子ども・子育て支援金制度の創設で、被保険者1人当たりということで月250円、年間で言えば3,000円程度、令和8年度では負担させるということが出てますけれども、それが毎年引き上げられるというものですんで、来年度から実施するためにシステム改修が必要だということだと思いますが、今言ったように、実際の額などには、あるいは方法論などは明確に今なっておりませんけれども、国は、子ども・子育て支援ということで言いますと、本来もっと違う財源が必要ということになるんだったら、こうした被保険者に負担させるということではなくて、別の策を講じるべきだというふうに思います。このままでは実質的に料金の値上げということにつながってきますので、これは反対をいたします。

以上です。

○浜田千秋委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他にないものと認め、討論を終了いたします。

反対意見がありますので、これより起立により採決いたします。

議案第62号を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。



◎議案第63号 令和7年度和泉市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○浜田千秋委員長 議事第6、議案第63号 令和7年度和泉市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案の説明をお願いします。

寺田課長。

○寺田美香福祉部高齢介護室介護保険担当課長 介護保険担当課長の寺田です。

議案書103ページからの議案第63号 令和7年度和泉市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足資料に基づき御説明をさせていただきます。

議案書の106ページにございます介護保険システム標準化改修事業を債務負担行為として設定する理由でございますが、同業務は、現行契約している事業者にて作業を進める予定でしたが、本年度予算立案時は令和7年度は着手できないとの回答から、予算計上をしておりませんでした。加えて令和7年1月には、システムエンジニアの人手不足の問題から、令和8年度以降も同社では対応はできない旨の通知がありましたが、令和7年10月以降に着手し、令和8年度内に移行可能な標準化改修対応実績のある事業者の紹介を受けました。

本課において、令和8年度内で同様に対応可能な事業者がほかにないか、デジタル庁より提供された事業者一覧を基に照会をしましたが、ほかに対応できる事業者はなく、紹介のあった事業者と調整を進めるため、債務負担行為を設定するものでございます。

なお、議案書108ページ歳出の1段目にあるガバメントクラウド利用料230万8,000円ですが、システムの標準化に際し、国のガバメントクラウドシステムを利用することとなるため、システム構築時の令和8年1月から発生する利用料を計上しております。なお、システム運用までの同料金は国から全額補助されるため、107ページの歳入の1段目にも計上しているものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第63号の補足説明とさせていただきます。

以上です。

○浜田千秋委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第63号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。



◎議案第64号 令和7年度和泉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

○浜田千秋委員長 議事第7、議案第64号 令和7年度和泉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案の説明をお願いします。

関戸課長。

○関戸美保市民生活部保険年金室年金・高齢者医療担当課長 年金・高齢者医療担当課長の関戸です。

議案第64号 令和7年度和泉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきまして説明させていただきます。

議案第64号補足資料をお願いします。

第1款総務費、納付管理費の補正理由ですが、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が創設されます。

医療保険者は、現行の保険料と合わせて子ども・子育て支援金を賦課徴収する必要があるため、後期高齢者医療システム改修に係る費用を計上するものです。なお、システム改修費用については全額が国庫補助金の交付対象です。

以上、簡単ではございますが、議案第64号補足資料の説明とさせていただきます。

○浜田千秋委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

原委員。

○原 重樹委員 共産党の原です。

今回の補正予算、システム改修ということ言えば、これは先ほどやった国保のほうと一緒にの話だとは思いますが、それを繰り返すことはいたしませんけども、ただ1点だけちょっと教えておいてほしいといひますか、明らかにしておいてほしいのが、数字的な問題で言

えば国保のほうとはちょっと違う部分が出てくると思いますので、その辺だけ答弁をお願いします。

○浜田千秋委員長 関戸課長。

○関戸美保市民生活部保険年金室年金・高齢者医療担当課長 年金・高齢者医療担当課長の関戸です。

令和7年3月時点での国の試算によりますと、令和10年度の見込みで子ども・子育て支援納付金の総額は1兆3,000億円程度で、このうち後期高齢者医療制度の負担は8.3%、1,100億円程度となっています。また、後期高齢者医療保険被保険者の1人当たりの子ども・子育て支援金は平均月額で令和8年度は200円、令和9年度は250円、令和10年度は350円と試算されています。

以上です。

○浜田千秋委員長 他に質疑の発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

原委員。

○原 重樹委員 これも国保会計の問題と一緒に、もう繰り返しはしませんけれども、負担増ということには当然なるわけでありますので、反対をいたします。

以上です。

○浜田千秋委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他にないものと認め、討論を終了いたします。

反対意見がありますので、これより起立により採決いたします。

議案第64号を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。



◎閉会宣告

○浜田千秋委員長 以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私に一任願いたいと思います。

以上で、厚生文教委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午前10時51分閉会)

-----◇-----

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委員長 浜 田 千 秋